

令和6年度  
田沢二期農業水利事業

神代右岸取水口他整備工事

特別仕様書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

## 第1章 総則

本事業の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）並びに「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、田沢二期農業水利事業計画に基づき、神代取水口浮棧橋補修工事及び田沢疏水左岸幹線水路分水工ゲート補修を行うものである。

### 2. 工事場所

秋田県仙北市田沢湖卒田地内ほか

### 3. 工事概要

本工事は、神代取水口浮棧橋の補修工事及び田沢疏水左岸幹線水路の分水工ゲート補修工事を行うもので概要は次のとおりである。

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 神代取水口浮棧橋補修工事           | 〔施工場所1〕 |
| 係船設備（浮棧橋）補修                | 1 式     |
| (2) 田沢疏水左岸幹線水路分水工ゲート設備補修工事 | 〔施工場所2〕 |
| 分水工ゲート設備補修                 | 2 箇所    |

### 4. 工事数量

別紙－1 工事数量表のとおりである。

### 5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、設計図書に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

## 第3章 施工条件

### 1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。  
(2) 現場据付の工事期間には、雨天・休日等34日を見込んでいる。  
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

### 2. 現場技術員

本工事は共通仕様書（施）第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

### 3. 土木構造物

土木構造物は、既設利用する計画であるが、補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第4章 現場条件

### 1. 搬入路

(1) 神代右岸取水口

現場への搬入路は、仙北市道夏瀬線及び神代ダム（東北電力（株））管理道路を使用するものとする。搬入路は、16t 吊ラフタークレーンの進入が可能である。

(2) 田沢疏水左岸幹線水路分水工ゲート補修工事

現場への搬入路は、4 tトラックの進入が可能である。

2. 第三者に対する対策

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

また、仙北市道夏瀬線にはJR田沢湖線の踏切横断があるため、大型資機材の搬入がある場合は事前に監督職員に通知するものとする。

(2) 騒音・振動及び防塵処理の対策

本工事においては、騒音・振動及び防塵処理の対策は計上していないが、第三者からの苦情等により対策が必要となった場合は、速やかに監督職員に報告し、協議するものとする。

(3) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書(土)第1編3-2-2一般事項1. 施工計画(2)において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 提出図書等

1. 提出図書

共通仕様書（施）第1章1-1-5に示す施工計画書、第1章1-1-6に示す承諾図書、第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し、監督職員に提出するものとする。

施工計画書 2部  
承諾図書 2部  
完成図書 3部  
施工図 1部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打合せの上、作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から50日以内に提出をするものとする。期日までに提出が困難な場合は監督職員と協議するものとする。また、承諾、不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。なお、部分承認を行うことも可能とする。

### 3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第6章 仮設

### 1. 工所用電力

補修工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

### 2. 指定仮設

#### (1) 工所用道路等

仙北市道夏瀬線及び神代ダム管理用道路を使用することとし、一般の通行に支障を来たさないよう受注者において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (2) 現場発生材受入地

現場発生材受入地は以下のとおりである。

名 称	地 先 名	摘 要
川口幅仮置場	大仙市太田町字川口幅地内	既設設備撤去品

#### (3) 現場発生材の扱い

1) 現場発生材(鋼材類)の検量は、計量器等によるものとし、印字・写真等で確認できるものとする。

2) 現場発生材(鋼材類)は、「(2) 現場発生材受入地」に集積して数量等を記載した発生材報告書を監督職員に提出するものとする。

3) 「(2) 現場発生材受入地」に集積が困難となった場合は監督職員と協議するものとする。

#### (4) 除雪工

除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は除雪実施状況(積雪深、除雪範囲、除雪方法等)を監督職員に報告するものとする。

なお、除雪は計上していないが、実績により契約変更を行うものとする。

#### (5) 施工足場及び雪寒仮囲い

現場据付に当たり施工足場及び雪寒雪囲いは計上していないが、現場状況により必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

## 第7章 貸与する資料等

### 1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

#### (1) 資料名

1) 令和4年度 田沢二期農業水利事業  
周辺整備実施設計業務 報告書

#### (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

#### (3) 貸与場所 東北農政局 田沢二期農業水利事業所

#### (4) 貸与資料 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

#### (5) その他 発注者が返却を指示した場合は速やかに返却するものとする。

## 第8章 設 計

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第7章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

### 2. 係船設備の準拠基準

係船設備は浮棧橋式とし、下記の基準に準拠すること。

- (1) 鋼構造物設計技術指針（水門扉編）H21年11月（社）農業土木事業協会
- (2) 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」H19年7月（公社）日本港湾協会
- (3) 「プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアル」H23年3月（一社）日本マリーナ・ビーチ協会
- (4) 「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)」H28年10月  
(一社)ダム・堰施設技術協会
- (5) 「アルミニウム合金土木構造物 設計・製作指針(案)」平成10年度（公社）土木学会

### 3. 設計諸元

- |          |      |                       |         |
|----------|------|-----------------------|---------|
| (1) 設計風速 |      | 30.0 m/s              |         |
| (2) 設計流速 |      | 1.0 m/s               | （取水口方向） |
| (3) 吹送距離 |      | 600 m                 |         |
| (4) 設計水位 | HWL  | EL152.0 m             |         |
|          | LWL  | EL147.0 m             |         |
| (5) 設計荷重 | 上載荷重 | 6.0 kN/m <sup>2</sup> |         |

## 第9章 塗装

### 1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は既設と同色とする。

## 第10章 補修

### 1. 係船設備（浮棧橋工）

#### (1) 基本構造

- ア セパレート式とし、消耗品を除く主部材の耐用年数は20年以上を有するものを使用すること。
- イ メンテナンスはフリーとする。可動部、摩擦部については点検及び交換が、容易に行える構造とすること。
- ウ 浮棧橋本体の一部が仮に破損したとしてもその部分だけ交換可能な構造とすること。
- エ 棧橋先端部は、溶接・ヒンジ等を用いずに棧橋の延長が可能な構造とすること。

#### (2) フロート

- ア 万一、外皮に損傷が発生した場合においても内部に浸水しないように発泡スチロールを充填すること。また、ウレタン発泡体は吸水率が高く内部充填材としては適さないため、使用しないこと。

- イ 内部充填材は、重量と強度のバランスの良い発泡倍率 50 倍とすること。
- ウ 外皮は、ウレタン樹脂を用いてコーティングすること。
- エ 冬期、ダム湖の凍結によるフロート破損を防ぐため浮棧橋本体部のフロートにはフロートカバーを設けること。

(3) 手摺

- ア 転落防止の為、浮棧橋上に手摺を設けること。
- イ 材質は SUS304 とし、高さは 1.1m とすること。
- ウ 手摺は可倒式とすること。

(4) ガイドパイプ

- ア ガイドパイプは、本施設に係留するもので、その負荷抗力を担うものであり、引張り、曲げ強度に対して十分な強度を有するものとする。

(5) 係留装置

- ア フレームの材質は、SUS304 とすること。
- イ ローラの材質は、SUS304 又は MC ナイロンとすること。
- ウ 浮棧橋側のローラ部にはクッション材を設けるものとする。
- エ クッション材の仕様は、耐候性を有する合成ゴムとすること。
- オ 浮体の動揺による衝撃を吸収できる動揺抑制型ローラ方式とすること。

(6) その他

- ア 鋼材は、国内での調達が容易な JIS 製品を使用すること。
- イ 使用材料は環境へ悪影響を及ぼす恐れが無いものを使用すること。
- ウ 破損時に部品、部材の交換が容易な構造とすること。

2. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、土木構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 扉体の据付に当たっては、既設戸当たり金物に損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 第11章 施工管理等

### 1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は入札公告の要件による。

### 2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

### 3. 溶接における施工管理の強化（非破壊試験の拡大）

低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、次のとおり該当する施工管理を行うものとする。

- (1) 施設機械工事における主要構造部の突合せ溶接継手については、全溶接延長の10%以上について放射線透過試験を行うものとする。

ただし、水門主要構造部及び放流管のうち、重要度の高い構造物（水圧鉄管の分岐管、ダム用ゲート等）にあつては40%以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

- (2) 施設機械工事における主要構造部のT継手溶接部については、当該継手溶接延長の10%以上について超音波探傷試験を行うものとする。

### 4. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)～(4)によりこれを実施するものとする。

- (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

- (2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱は、「施設機械工事等施工管理基準第1編第2章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」に該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費に要する費用に含まれる。

5. 情報共有システムについて

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 不可抗力によるもの
- (3) 法・基準の改正に係るもの
- (4) 公共事業関係調査に係るもの
- (5) 関係機関との調整に係るもの
- (6) 製作・据付内容に変更が生じた場合
- (7) 雪寒仮囲いが必要となった場合
- (8) 敷鉄板が必要となった場合
- (9) 除雪が必要となった場合
- (10) 施工に支障となる枝葉等の伐採が必要となった場合
- (11) 遠隔確認の試行を行う場合
- (12) 二次コンクリート等の工事を指示した場合
- (13) 施工足場が必要な場合
- (14) 分水工ゲート設備補修箇所の追加を指示した場合

第13章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第14章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減す

ることを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書(施)工事関係書類様式（様式 6－1～様式 6－4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条

(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

現場への専任の期間については契約工期が基本となるが、次に掲げる期間にあつては、現場への専任は要しない。ただし、現場への専任を要しない期間であっても(2)に該当する場合は、緊急時に迅速な現場対応ができる態勢を整え、打合せ簿等により発注者の確認を得るものとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの時間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、現場に着手する日については、契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。)
- (2) 農業用水のかんがい期(5月6日～9月10日)の期間であつて、工事を全面的に一時中止している期間。  
ただし、上記期間以外であっても監督職員と協議により、現場が稼働しない期間。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間(検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨を受注者に通知した日とする)

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年5月13日から令和6年12月26日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年5月12日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

#### 5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

#### 6. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－4）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－5）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－4）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－4）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

##### (1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定める

ものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席者に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

8. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必用な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

9. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア（ア9～（サ））の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（ア）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】

（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 P R 看板含む）

	⑥見学会等の開催（イベント等の実施を含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	---

## 11. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

### ア補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
--	--------	------------------	------------------

	〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上 28.5%未満〕	〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上 25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03
現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04

#### イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

#### 12. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
  - (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

##### ○監督職員用

##### 【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- イ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

##### ○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。<br><input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。<br>] |
|---|

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] |
|--|

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算について

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第2章の2の箇所とする。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。  
運搬費：建設機械の運搬費  
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通

- 仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『施工場所1（第二小滝川サイホンゲート設備）、施工場所2（大広久内放水工ゲート設備）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した据付間接費を合計した金額とする。
- なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所毎に設定する。一般管理費等（及び設計技術費）については、工事箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

16. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

17. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 真夏日  
日最高気温が28℃以上の日をいう。
- イ 工期  
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- ウ 真夏日率  
以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。  
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※補正係数：1.2

18. 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用資材等の納期への影響に対する対応につい

て

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

ア 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

イ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

ウ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費

エ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

## 第15章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【施工場所1】神代取水口整備				
1. 係船設備				
(1) 浮棧橋方式	手摺補修			
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=1.265m	組	1	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=2.565m	組	1	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=0.700m	組	3	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=1.160m	組	1	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=2.180m	組	3	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=2.700m	組	1	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=0.550m	組	1	
可倒式手摺	SUS304 φ34×3.0t, L=1.700m	組	1	
(2) 浮棧橋方式	浮棧橋補修			
フロート	ウレタン樹脂 発泡スチロール 1.100×0.724×1.070	個	1	
フロート	ウレタン樹脂 発泡スチロール 1.100×0.724×0.670	個	1	
フロート	ウレタン樹脂 発泡スチロール 1.900×0.724×0.770	個	1	
フロート	ウレタン樹脂 発泡スチロール 1.900×0.724×0.52	個	1	
連結部補強材	SUS304 L=1.300m	箇所	2	
連結部補強材	SUS304 L=1.080m	箇所	1	
ボルトアダプター	アルミ合金	式	1	
(3) 浮棧橋方式	係船設備補修			
延長用ガイドパイプ	SUS304 φ216.3×4.0t	組	2	
係留装置	SUS304製 2段式構造	組	2	
2. 現場据付				
1. 輸送費				
(1) 輸送費				

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
輸送費（ダム管理設備）	工場製品の運搬費	式	1	
既設撤去品輸送費		式	1	
2. ダム管理設備据付工				
（1）ダム管理設備据付工	浮棧橋（係留装置）			
ダム管理設備据付工	浮棧橋（係留装置）	式	1	
ガイドパイプ断面修復	水中金属ハテ	式	1	
（2）ダム管理設備据付工	浮棧橋（可倒式手摺）			
ダム管理設備据付工	浮棧橋（可倒式手摺）	式	1	
（3）ダム管理設備据付工	浮棧橋（フロート補修）			
ダム管理設備据付工	浮棧橋（フロート補修）	式	1	
<b>【施工場所2】既設分水工設備補修</b>				
（1）北開北分水工	分解整備工、ゲート設備 2門			
ベアリング	51217	個	3	
現場据付		式	1	
（2）北開南分水工	分解整備工、ゲート設備 1門			
ハンドル取手		本	1	
開度計		個	1	
現場据付		式	1	

令和6年度  
 田沢二期農業水利事業  
 神代右岸取水口他整備工事

図 面 目 録

図面番号	施工位置	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	共通	位置図	1	
2	施工場所①	神代右岸係船施設一般図	1	
3		補修全体図	1	
4		係留装置改造図 (1/2)	1	
5		係留装置改造図 (2/2)	1	
6		フロート取替	1	
7		ガイドパイプ延長	1	
8		連結部補修図	1	
9		手摺改良図 (可倒式)	1	
計			9	